秦の権量銘は小篆にあらず

中村雅之

1. 小篆とは

秦代に8種の書体(=秦書八体)の一つとして小篆があり、それが正式の書体であったことは 『説文解字』の叙に見える。具体的には識字書として作られた李斯『蒼頡篇』・趙高『爰歴篇』・ 胡毋敬『博学篇』の書体を指し、大篆をやや改めたものという。『説文解字』はそれらの小篆を 見出し字に採用しているため、現代の我々は小篆の字形を確認するために『説文解字』を利 用することになる。しかしながら、福田哲之(2009)が「伝世の資料として『説文解字』の見出し 字の字体が小篆であることがよく知られているが、すでに転写を経て原本との関係を明らかに することができないため、秦代の文字資料として扱う際には慎重を要する」と記す通り、盲目的 に依拠することはできない。

オリジナルの小篆資料としては瑯琊台刻石や泰山刻石など、秦代に各地に建てられた碑文 があるが、残石はごく一部に限られる。しかし、原石からの拓本のほか、古い時代の模刻から の拓本がいくつかあり、参考にできる。少なくとも『説文解字』の字体と各種刻石拓本の字体が 一致するものについては、それを小篆の字体と見なして大過ないと言えよう。

本稿で扱うのは、秦代に度量衡を統一した際に各地に配布された標準器に記された文字で、 権量銘と呼ばれているものである。福田哲之(2009)に「このほか、小篆の資料には、度量衡の 統一に際して、おもりやますに施された権量銘などがあり、・・・」と述べられるように、一般に小 篆の資料と見なされている。しかし、権量銘の字体は他の小篆の資料と大きく異なっており、こ れを小篆と見なすことには異を唱えざるを得ない。

2. 権量銘の字体

銘文をもつ秦代の権量は多く知られているが、みな次の文が記される。

廿六年。皇帝盡并兼天下。諸侯黔首大安。立號爲皇帝。乃詔丞相状綰。灋度量。則 不壹歉疑者。皆明壹之。

字体を見ると、大半は『説文解字』や秦刻石と同じであるが、いくつかの字は異なっている。 「安」「丞」「度」「則」「疑」はいずれも権量銘の方が『説文解字』や秦刻石の字体よりも複雑であ り、始皇帝以前の各種金文に同形のものが見られる。以下、具体的に見てみよう。

①「安」 権量銘









説文解字



刻石模刻

刻石模刻

② 「丞」権量銘











③ 「度」 権量銘









刻石模刻



(4) 「則」 権量銘







刻石模刻



「疑」 (5)権量銘







説文解字

権量銘の字体が小篆と見なされるものと異なっていることは明白である。①「安」では「女」の 右に縦線が一本ある。②「丞」では小篆と同形のものも多いが、いくつかのものは下部に塗り潰 しが見られる。金文で頻繁に見られる塗り潰しは小篆では原則として用いられない。③「度」で は中央部の字画が多い。④「則」では小篆の「貝」が「鼎」になっている。この字については『説 文解字』に鼎に従う字形が籒文(=大篆)であると明記されているから、小篆が貝に従うことは 間違いない。⑤「疑」に至っては注意深く見ないと同じ字とわからないほどである。

これらの権量銘の字体は『説文解字』や秦刻石など小篆と目されるものとは異なり、むしろ秦 以前の金文の中に類似したものが見られる。このことは、権量銘の字体が一般に考えられてい るように小篆なのではなく、秦書八体の中の「大篆」なのではないかという可能性を示唆する。

3. 文字の統一

秦の政策として度量衡の統一とともに文字の統一がなされたとされる。それは主に『説文解 字』の叙の記述によるのであるが、そこには文字を「小篆」に統一したとは記されていない。秦 の文字と合わない他国の文字を廃したのである。そして秦の文字には 8 種があり、「一日大篆、 二曰小篆・・・八曰隷書」という。つまり、秦では「秦書八体」が並行して使用されたと理解できる。 したがって、権量銘が大篆で記されたと仮定することは『説文解字』の記述と矛盾しない。

<参考文献>

中国国家計量総局編(1985)『中国古代度量衡図集』,みすず書房.

福田哲之(2009)、「小篆」、前田富祺・阿辻哲次編『漢字キーワード事典』p.261、朝倉書店.